

埼玉県立大学一般競争入札公告

次のとおり公立大学法人埼玉県立大学事務取扱規程第5条第1項の規定に基づき公告する。

2025 年 7 月 4 日

公立大学法人埼玉県立大学 理事長 田中 滋

1 調達内容

- (1) 案件名
埼玉県立大学警備業務委託
- (2) 委託内容
別添仕様書による。
- (3) 履行期間
2025 年 9 月 1 日から 2028 年 9 月 30 日まで
- (4) 履行場所
埼玉県越谷市三野宮 820 番地 埼玉県立大学内

2 入札

- (1) 落札決定に当たっては、様式 1「入札書」に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 競争入札参加者は、入札公告、仕様書、その他の資料を熟知のうえ入札しなければならない。
- (3) 入札後において、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者は、封印した入札書を入札日時に入札箱に投函しなければならない。この場合、封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「埼玉県立大学警備業務委託の入札書在中」と記載する。また、郵便、電話、ファクシミリ等による入札は認めない。
- (5) 競争入札参加者が、代理人をして入札させようとするときは、代理人に様式 6「入札委任状」を提出させなければならない。
- (6) 競争入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

3 入札参加資格

次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 公立大学法人埼玉県立大学契約事務取扱規程（平成 22 年 4 月 1 日規程第 54 号、以下「規程」という。）第 3 条及び第 4 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第

91 条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定がなされ、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 埼玉県が作成した令和 7・8 年度入札参加資格者名簿において、業種区分「建築物の管理に関する業務」の A 等級に格付けされるとともに、下表に掲げる業務の登録をされている者。

業務区分	建築物の管理に関する業務
大区分	「管理業務」
小区分	「人間警備」

- (7) 所在地区分が管轄内であること。なお、自社（自己）の所在地区分については、埼玉県ホームページの入札情報公開システムにより、競争入札参加資格者情報から検索し、確認すること。
- (8) 契約履行期間の始期が 2015 年 4 月 1 日から公告日までの期間において、国（独立行政法人通則法（平成 11 年法律 103 号）又は個別法の定めるところにより設立される独立行政法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成 15 年法律 118 号）定めるところにより設立される地方独立行政法人、指定出資法人及び公益法人を含む。）と契約期間 1 年以上かつ単年度当たりの契約金額が 1,500 万円以上の警備業務委託契約（単価契約を除く）を履行した実績を 1 件有すること。

4 入札参加資格の確認

この入札に参加を希望する者は、下記(1)の提出先に、下記(2)の提出書類を書留郵便など送達過程が記録される方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。提出期限は下記(3)のとおりとする。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。入札参加資格の確認結果は下記(4)のとおり通知する。

なお、提出された書類は返却しない。

記

(1) 提出先

埼玉県越谷市三野宮 820 番地

公立大学法人埼玉県立大学 事務局 施設管理担当 あて

(2) 提出書類

ア 様式 2「一般競争入札参加資格確認申請書」

イ 様式 3「一般競争入札参加資格に関する誓約書」

ウ 様式 4「履行実績報告書」

(3) 提出期限

2025 年 7 月 15 日（火）午後 5 時まで

(4) 確認結果

2025 年 7 月 24 日（木）午後 5 時までにファクシミリにより通知

5 調達案件の仕様等に関する説明会

開催しない。

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 参加資格の確認申請書を提出した者は、質問がある場合は、次のとおりファクシミリにより、様式 5「質問書」を提出すること。

ア 受付期間

2025 年 7 月 16 日（水）午前 9 時から午後 3 時まで

イ 提出先

公立大学法人埼玉県立大学 事務局 施設管理担当 あて

FAX 048-973-4807

(2) 質問に対する回答は、2025 年 7 月 22 日（火）午後 5 時までに埼玉県立大学ホームページにおいて掲載する。

7 最低制限価格

設定しない。

8 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札公告及び仕様書の交付場所に関する問い合わせ先
〒343-8540 埼玉県越谷市三野宮 820 番地

公立大学法人埼玉県立大学 施設管理担当 あて

電話 048-973-4112

(2) 入札公告及び仕様書の交付方法等

2025 年 7 月 4 日（金）から、埼玉県立大学ホームページにおいて交付する。

(3) 開札の場所及び日時

- ア 場所
埼玉県立大学 教育研修センター棟 1階 会議室105
- イ 日時
2025 年 7 月 29 日（火）午前 11 時 00 分
- ウ 開札
入札終了後

9 契約書

業務委託契約書のとおり

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金
規程第8条第1項第2号の規定により免除する。
- イ 契約保証金
契約金額の100分の10以上
ただし、埼玉県財務規則第81条第2項第3号の規定に該当の場合は免除する。

(3) 入札の執行

入札に参加する者の数が1者の場合であっても執行する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札
- イ 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札
- ウ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- エ 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- オ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- カ 入札書に記載すべき事項の記入のない入札書、又は記入した事項が明らかでない入札書
- キ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- ク 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
- ケ 入札後に辞退を申し出て、その申し出が入札執行者に受理された者がした入札
- コ 入札者の押印のないもの
- サ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
- シ 押印された印影が明らかでないもの
- ス 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
- セ 代理人で様式6「入札委任状」を提出しない者がしたもの
- ソ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
- タ 2以上の入札書を提出した者がしたものの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- チ アからタに定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

ア 規程第 11 条に基づいて作成された予定価格の 110 分の 100 の価格の制限の範囲内で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札を決定するものとする。

ウ イの同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これを代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

エ 落札者がいない場合は、再度入札を行うものとする。再度入札は 3 回とする。

オ 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

(7) 各会計年度の支払い限度額

2025 年度 契約金額の概ね 1.7 割

2026 年度 契約金額の概ね 3.3 割

2027 年度 契約金額の概ね 3.3 割

2028 年度 契約金額の概ね 1.7 割

表示した割合は、設計金額に対する割合であるため、契約時の割合は落札金額により変動する。

(8) 本手続きは次年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生ずる事業であるので、当初予算が否決されたまたは本件予算が削除された場合は、落札者決定後であっても契約を締結しないことがある。